

令和2年(健)第129号

令和3年4月30日

## 主文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、健康保険法(以下「健保法」という。)による傷病手当金(以下、単に「傷病手当金」という。)について、後記第2の2(2)記載の原処分を取り消し、後記第2の2(2)記載の本件不支給期間について、傷病手当金の支給を求めるといふことである。

### 第2 事案の概要

#### 1 事案の概要

本件は、双極性感情障害(以下「当該傷病」という。)による療養のため労務不能であったとして傷病手当金の支給を申請した請求人に対し、全国健康保険協会(以下「保険協会」という。)が、後記2(2)記載の原処分をしたところ、請求人が、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

#### 2 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- (1) 請求人は、令和〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間について、当該傷病による療養のため労務不能であったとして、保険協会から傷病手当金の支給を受けていたところ、令和〇年〇月〇日(受付)、保険協会に対し、当該傷病による療養のため労務不能であったとして、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの62日間(以下「本件申請期間」という。)について、傷病手当金の支給を申請した。
- (2) 保険協会は、本件申請期間のうち、

令和〇年〇月〇日から同月〇日までの5日間(以下「不支給期間A」という。)及び同月〇日から同月〇日までの5日間(以下「不支給期間B」といい、不支給期間Aと併せて「本件不支給期間」という。)の計10日間(原処分のお知らせは「令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日(10日)」と記載されている。)について、「療養のための労務不能とは認められないため。」という理由により傷病手当金を支給しないとし、その余の期間(52日間)について、傷病手当金として〇〇万〇〇〇〇円を支給する旨の処分(以下、このうち本件不支給期間について傷病手当金を支給しないとした部分を「原処分」という。)をした。

- (3) 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

### 第3 当事者等の主張の要旨

(略)

## 理由

### 第1 問題点

1 傷病手当金の支給については、健保法第9条第1項に、被保険者が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金を支給すると定められ、傷病手当金の額は、次のように定められている。

すなわち、同条第2項には、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額(被保険者が現に属する保険者等により定められたものに限る。以下同じ。)を平均した額の30分の1に相当する額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50

銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とするとされ、ただし、同日の属する月以前の直近の継続した期間において標準報酬月額が定められている月が12月に満たない場合にあっては、次の①及び②に掲げる額のうちのいずれか少ない額の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とするとされている。そして、① 傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)、② 傷病手当金の支給を始める日の属する年度の前年度の9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額の30分の1に相当する額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)とされている。以下、この1日につき支給する傷病手当金の金額を「傷病手当金日額」という。

そして、健保法第108条第1項には、傷病手当金の支給を受けるべき者が、報酬の全部又は一部を受けることができるときは、傷病手当金は支給せず、ただし、その受けることができる報酬の額が、傷病手当金日額により算定される額より少ないときは、その差額を支給する(以下、この差額による支給を「差額支給」という。)と規定されている。

2 本件の場合、傷病手当金日額が〇〇〇〇〇円であることは当事者間に争いはないものと認められるところ、保険協会が行った原処分に対して、請求人はこれを

不服としているのであるから、本件の問題点は、原処分が上記の法令の規定に照らして適法かつ妥当であると認められるかどうかということである。

## 第2 事実の認定及び判断

1 本件記録によれば、次の事実を認定することができる。なお、次の(1)及び(2)に掲げる資料はいずれも写しである。

(1) 本件申請期間に係る健康保険傷病手当金支給申請書(以下「本件申請書」という。)中のa社代表取締役Aが令和〇年〇月〇日付けて証明した「事業主が証明するところ」欄があり、同欄には、同年〇月における請求人に係る勤務状況及び支給した賃金内訳が次の内容である旨が記載されている。すなわち、同月中の勤務状況として、出勤は同月〇日から同月〇日まで及び同月〇日から同月〇日までの計10日間、欠勤は同月〇日から同月〇日まで及び同月〇日から同月〇日までの計9日間で、その余の期間は公休日で、有給休暇の使用は0日間とされ、支給した賃金内訳として、支給された同月分の賃金は、基本給が〇万〇〇〇〇円、通勤手当が〇〇〇〇円の合計〇万〇〇〇〇円で、賃金計算方法として「基本〇,〇〇〇×時間(h) 通勤〇,〇〇〇÷20×10」と記載されている。また、令和〇年〇月の請求人に係る勤務状況及び支給した賃金内訳については、出勤は0日間、有給休暇の使用は0日間、その余は全て欠勤及び公休日とされ、支給した賃金は0円である旨が記載されている。なお、給与の種類は月給で、賃金計算は末日締め翌月〇日支払である旨が記載されている。

(2) 本件申請書中のb病院B医師(以下「B医師」という。)が令和〇年〇月〇日付けて作成した「療養担当者が意見を記入するところ」欄から必要部分を摘記すると次のとおりである。

傷病名：双極性感情障害

初診日(療養の給付開始年月日)：平成〇年〇月〇日

発病または負傷の年月日：平成○年

○月頃 発病

発病または負傷の原因：不詳

労務不能と認めた期間：令和○年○

月○日から令和○年○月○日まで

62日間

診療実日数（入院期間を含む）：14  
日間

○月：○、○、○、○、○、○、○、  
○、○、○、○

○月：○、○、○

上記の期間中における「主たる症状  
および経過」「治療内容、検査結  
果、療養指導」等：不眠、中途覚  
醒、気力低下、気分の変動等あり、  
非定型抗精神病薬、感情調整剤等  
の投薬、安静、カウンセリングに  
て治療。症状は徐々に改善しつつ  
あり、令和○年○月○日よりハ  
ビリの出勤を試している。

症状経過からみて従来の職種につ  
いて労務不能と認められた医学的な  
所見：上記症状のため、就労困難  
であった。

## 2 上記の認定事実に基づいて、本件の問 題点について検討し、判断する。

傷病手当金の支給要件としての労務不  
能については、その被保険者が本来の業  
務に堪えられるか否かを標準として、社  
会通念に基づき認定されるべきものであ  
り、必ずしも医学的見地からのみ判断さ  
れるべきことではないが、ことは「傷病  
による療養のため」労務不能といえるか  
どうかの問題であることを考えると、特  
段の事情の存しない限り、まずは、その  
傷病の診療に当たった医師が、その傷病  
の性質、病状及び治療の経過等を踏ま  
えた結果として、労務不能か否かにつ  
いてどのような医学的判断をしているか  
が重視されなければならないというべき  
である。そして、傷病手当金は傷病の  
ため労務に服することができないと保  
険者が判断した場合に支給されるもの  
であって、被保険者が何らかの自覚症  
状があるとか、通院して投薬・注射・処  
置等

を受ける必要があるからといって直ちに  
労務不能とするのではなく、症状、治  
療内容、予後の見通し等を総合的に検  
討し、被保険者が業務に就くことが可  
否かを保険者が判断することとされて  
いる。また、「傷病手当金の支給につ  
いて」（昭和29年12月9日保文発第14236  
号厚生省保険局健康保険課長通知。以  
下「本件通知」という。）では、医師の  
指示又は許可のもとに半日出勤し従  
前の業務に服する場合は、原則として、  
法（注：平成14年法律第102号による改  
正前の健保法を指す。）第45条（注：  
健保法第99条と同じく傷病手当金に  
係る支給要件及び支給額を規定する条  
文）に規定する「労務ニ服スルコト能  
ハザル」に該当するとは認められず、  
傷病手当金は支給されないとされて  
いる。

本件についてみると、前記1(1)及び  
(2)によれば、B医師は、不支給期間A  
及び不支給期間Bについて、いずれも  
「労務不能と認めた期間」としながら  
も、不支給期間Aの初日である「令和○  
年○月○日よりハビリの出勤を試して  
いる。」としていることが認められ、  
請求人は不支給期間A及び不支給期  
間Bのいずれも出勤していることが認  
められる。また、請求人の給与の種  
類は「月給」とされているところ、  
不支給期間A及び不支給期間Bにつ  
いては、1時間当たり○○○○円の時  
間給で計算され、請求人は本件不支  
給期間を通して○時間（＝○万○○○  
○円÷○○○○円/時間）、1日当たり7  
時間勤務していたことが認められる。  
そうすると、本件通知によれば、医  
師の指示又は許可のもとに半日出勤  
し従前の業務に服する場合は、原則  
として、労務に服することができな  
いに該当するとは認められない旨を  
規定しているところ、本件不支給期  
間において、請求人が、実際にどの  
ような業務に従事していたかは定  
かでないものの、1日当たり平均7  
時間勤務できていたのであるから、  
不支給期間A及び不支給期間Bの  
いずれについても、請求人が労務に  
服することができな

い状態であったとは認められないとするのが相当である。また、仮に、請求人が本件不支給期間について労務不能であったとしても、前記第1の1に掲示した健保法第108条第1項によれば、傷病手当金の支給を受けるべき者が、報酬の全部又は一部を受けることができるときは、傷病手当金は支給せず、ただし、その受けることができる報酬の額が、傷病手当金日額により算定される額より少ないときは、その差額を支給するとされている。そうして、請求人の本件における傷病手当金日額は〇〇〇〇円であるところ、請求人は、不支給期間A及び不支給期間Bの合計10日間において、合計〇万〇〇〇〇円、1日当たり〇〇〇〇円の賃金の支給を受けているのであるから、本件不支給期間において、請求人が受けた報酬額が傷病手当金日額により算定される額（〇万〇〇〇〇円＝傷病手当金日額〇〇〇〇円×〇日）を上回っていることは明らかであり、差額支給はなく、不支給期間A及び不支給期間Bのいずれについても、請求人に対し、傷病手当金を支給することはできない。

- 3 以上によれば、原処分は適法かつ妥当なものと認められ、請求人の再審査請求は、理由がなく、棄却されるべきであるから、主文のとおり裁決する。